

介護保険住宅改修の流れ（受領委任払いの場合）

事前申請（工事着工前にする申請）

お持ちいただくもの

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書（受領委任払用）
(申請者は被保険者本人です)
- ② 委任状
- ③ 住宅所有者の承諾書（所有者が申請者本人の場合は不要）
- ④ 住宅改修が必要な理由書
- ⑤ 見積書
- ⑥ 平面図
- ⑦ 工事前施工写真（撮影日入り）

※改修内容が段差解消の場合、メジャー等で段差の高さがわかるようにしてください。



着工許可

※事前申請の受理後、着工許可の通知「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認通知書（受領委任払用）」を送付するまで概ね1週間程度要しますので、余裕をもって事前申請を行ってください。



着工・工事完了



事後申請（工事完了後にする申請）

お持ちいただくもの

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
- ② 領収書（申請者本人の名前、領収日が入っているもの）※原本
- ③ 承認通知書 ※原本
- ④ 内訳書
- ⑤ 工事施工後写真（撮影日入り）
- ⑥ 事前申請の際に返却した書類一式